

## 議案第2号

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月3日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

半島振興法の有効期限を10年延長する等を内容とする半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号）が令和7年3月31日に施行されたことにより、富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。

専決第8号

専決処分書

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をする。

令和7年3月31日

富津市長 高橋 恭 市

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の  
一部を改正する条例

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（令和  
2年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和17年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。